

注記

1. 重要な会計方針

(1) 採用した会計処理

一般会計、公益事業特別会計ともに「社会福祉法人会計基準」を採用。

(2) 賞与引当金の計上基準

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上。

(3) 退職給与引当金の計上基準

職員の退職金の支給に備えるため、社会福祉法人全国社会福祉協議会が主宰する退職共済制度と一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会が主宰する退職共済制度に加入しており、いずれも職員が決算日において全員自己都合により退職したと仮定した場合に支給する金額（＝期末退職金要支給額）と同額を引当金に計上。

(4) 固定資産の減価償却方法：定額法

1) 平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産

残存価額は取得価額の10%とし、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額（1円）に達するまで5年間で均等償却。

2) 平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産

残存価額は0とし、備忘価額（1円）に達するまで償却。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項なし。

3. 基本財産の増減

該当事項なし。

4. 基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩

過年度計上誤りのため、4号基本金1,000,000円のうち100,000円を1号基本金に修正。

5. 担保に供されている資産並びに担保している債務等

該当事項なし。

6. 重要な後発事象

該当事項なし。

7. その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項。

該当事項なし。